

議案第18号

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成20年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第6号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第11条第4項及び第12条第4号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
18号	1

提案理由（議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、これらの法律から引用する条項を整理するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	页数
18号	2

守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 法第5条第18項に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関する事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、第5条第1号から第6号までに掲げる事業に係る給付費及び第8条に規定する利用者負担額を、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 障がい者福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 法第5条第16項に規定する相談支援に関する事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る給付費及び第8条に規定する利用者負担額を、指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p>

18号	議案
3	頁数

(1) から (3) まで (略)

(4) 第5条第1号から第6号までに掲げる事業に係る
給付費の請求及び収受に関する業務

(5) 及び (6) (略)

(1) から (3) まで (略)

(4) 第5条第1号から第5号までに掲げる事業に係る
給付費の請求及び収受に関する業務

(5) 及び (6) (略)

議案	18号
頁数	4